(令和 6 年 5 月 1 日)

(目的)

第1条 この補助金は、一般家庭において生ごみ処理機等(以下「処理機等」という。)を購入し、設置する者に対し、その購入費用を補助することにより、町域内において排出される生ごみの減量を促進するとともに、減量化に対する住民の意識向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 町内に住所を有し、処理機等を町内に設置する者
  - (2) 処理機等を適正に維持管理できる者
  - (3) 処理機等によって作られた堆肥について、自ら適正に処理できる者 (補助対象)
- 第3条 補助の対象となる処理機等は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 乾燥又は微生物等による分解により、生ごみを減量化又は堆肥化する電気式機器(以下「生ごみ処理機」という。)。ただし、圧縮又は脱水等によって発生した処理水を公共下水道管等に直接排水する機種を除く。
  - (2) 微生物等による分解により、生ごみを減量化又は堆肥化する機器のうち、動力を用いないもの(以下、「コンポスト容器」という。)。
- 2 中古品及び転売品(オークションで購入したもの等)は補助の対象外とする。
- 3 補助の対象となる処理機等の数は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 生ごみ処理機 1世帯当たり1基まで
  - (2) コンポスト容器 1世帯当たり2基まで

(補助金の額等)

- 第4条 補助金額は、前条第1項に定める処理機等1基につき、処理機等の購入費の2分の1の額とし、20,000円を上限とする(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)。
- 2 補助の対象経費は、処理機等本体の購入に要する消費税込みの経費(配送料を 除く。)とする。ただし、コンポスト容器本体と処理基材がパッケージされた商品 の場合は、処理基材を含んだ経費を対象とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、島本町 生ごみ処理機等購入補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添付し、町 長に提出しなければならない。
  - (1) 領収書等の写し(商品名、金額、購入日、購入者名(申請者と同一のものに限る)及び購入店が記載されたもの)
  - (2) 生ごみ処理機にあっては、保証書の写し
  - (3) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる官公署が発行した身分証明書の写し
- 2 本補助金の交付を受けた者は、交付を受けた日から5年が経過した日の属する年度の末日を過ぎるまで、新たな申請をすることができない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当

- と認めた者については予算の範囲内において補助金の交付を決定する。
- 2 前項の規定による審査の結果は、島本町生ごみ処理機等購入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に対して通知する。 (補助金の交付請求)
- 第7条 前条の補助金交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、速 やかに島本町生ごみ処理機等購入補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出 しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当 と認めた者については当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

- 第9条 町長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、 補助対象の処理機等の設置場所に立ち入り、管理の状況等について、調査又は指 導を行うことができる。
- 2 交付決定者は、前項の調査又は指導があったときは、これに応じなければならない。

(補助金の取り消し)

- 第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金を交付せず、又は町長が定める期日までに、当該補助金の全部又は一部を 返還させることができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) その他町長が不適当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

年 月 日

(申請先) 島本町長

ふりがな <u>氏</u> 名			
生年月日	年	月	日
住 所 島本町			
電話番号			

## 島本町生ごみ処理機等購入補助金交付申請書

島本町生ごみ処理機等購入補助金の交付を次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円 (百円未満切捨)
申請する容器等	□ 生ごみ処理機 □ コンポスト容器 ( ) 基
購入額	円 ※ 消費税込みの金額
容器等の名称	
設置場所	島本町
誓 約  □ 内容を確認しました (☑チェックしてください)	<ol> <li>生ごみ処理機等で作った堆肥は、全て自分で処理します。</li> <li>設置した処理機等は、常に良好な状態で保ち、周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理します。</li> <li>島本町生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の規定を遵守します。</li> <li>自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。         <ul> <li>(1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団密接関係者なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、島本町が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出するとともに、島本町において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。また、該当することが判明した場合は、要綱第10条及び第11条に基づき、補助金の交付を取り消されること、及び補助金の返還が必要なことを確認いたしました。</li> </ul> </li> </ol>

	第	号
年	月	日

様

島本町長

島本町生ごみ処理機等購入補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった島本町生ごみ処理機等購入補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	交付	交付決定額	円
	不交付	(理由)	

## 島本町生ごみ処理機等購入補助金交付請求書

年 月 日

島 本 町 長 様

請求者:住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった島本町 生ごみ処理機等購入補助金を、次のとおり請求します。

請求金額	円
<u> </u>	[J

なお、補助金は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名			銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店
口座種別	普通 •	当座	フリガナ	
口座番号			口座名義人	

## (注意)

- 1. 請求者は、補助金交付申請者と同一である必要があります。
- 2. 口座種別欄は、普通・当座のいずれかに○印をつけてください。